

おひさ かわら版

No.134
平成 29 年 10 月

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234 - 23 - 0866

FAX 0234 - 23 - 0890

OFFICE IKEDA

10月の予定

日	月	火	水	木	金	土
1	2 固定資産税 国民健康保険税	3	4	5	6	7
8	9 体育の日	10 源泉所得税 住民税(特)	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 社会保険料 国民健康保険税	1	2	3	4

◆ 10月2日

- ・固定資産税 3期
- ・国民健康保険税 3期

◆ 10月10日

- ・源泉所得税、
住民税特別徴収税納付 9月分

◆ 10月31日

- ・社会保険料の納付
(健保・厚生) 9月分
- ・国民健康保険税 4期

育児・介護休業法が改正されます

保育園などに入れない場合

2歳まで育児休業が取れるようになります！

平成29年10月1日から

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、**育児・介護休業法が改正されます**。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めることとなります。

①最長2歳まで育児休業の再延長が可能に

保育園等に入れないなどの場合には、会社に申出ることにより、**育児休業期間を最長2歳まで再延長**できます。
育児休業給付金の給付期間も**2歳まで**となります。

②子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などを知らせる努力義務が創設

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合、個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設されます。

③育児目的休業の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

平成29年10月6日
より効力発生

山形県最低賃金

時間額739円

本年10月6日から、山形県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に、改正後の山形県最低賃金、時間額739円が適用されます。